

議案第30号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月18日

渋谷区長 長谷部 健

専決処分書

別紙のとおり令和7年度渋谷区一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

令和8年1月29日

渋谷区長 長谷部 健

(理由)

令和8年1月23日に衆議院が解散されたことにより、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の経費について、補正予算を成立させる必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

別紙

令和7年度

渋谷区一般会計補正予算

一般会計 (第6号)

渋谷区

渋谷区一般会計補正予算

令和7年度 渋谷区一般会計補正予算(第6号)

令和7年度渋谷区一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,256千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ157,306,124千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
14 都支出金		13,167,097	51,256	13,218,353
	3 都委託金	1,412,848	51,256	1,464,104
歳入合計		157,254,868	51,256	157,306,124

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		26,640,470	51,256	26,691,726
	4 選挙費	380,810	51,256	432,066
歳出合計		157,254,868	51,256	157,306,124